

飯塚市等公平委員会運営規則を制定し、ここに公布する。

令和7年11月12日

飯塚市等公平委員会委員長 渡邊 敦史

飯塚市等公平委員会規則第2号

## 飯塚市等公平委員会運営規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項の規定に基づき、飯塚市等公平委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員長の担任事務)

第2条 委員長の担任する事務は、法令に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 委員会の議決を執行すること。
- (2) 委員会の議決を要する事件につきその議案を提出すること。
- (3) 事務職員の服務に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関する事。

### (委員長による専決処分)

第3条 委員長は、委員会の議決を要する事件のうち次に掲げる事項について、これを専決処分にことができる。

- (1) 飯塚市等公平委員会の規則、訓令その他の規程の改正に関する事。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。
    - ア 法令の制定改廃に伴うもの
    - イ 飯塚市又はふくおか県央環境広域施設組合の組織の変更に伴うもの
    - ウ 様式の改正、字句の修正その他の軽微な事項に係るもの
  - (2) 職員団体(地方公務員法第52条第1項に規定するものをいう。)の登録事項の変更又は解散の届出に関する事。
- 2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

### (事務職員)

第4条 事務職員は、書記長及び書記とする。

2 前項に規定する書記長は飯塚市監査事務局長を、書記は同局の書記の職にある者

をもって充てる。

3 事務職員は、飯塚市等公平委員会議事規則(令和元年飯塚市等公平委員会規則第1号)第4条に定めるところにより、幹事として委員会の会議に出席する。

(書記長)

第5条 書記長は、委員長の命を受け、事務職員を指揮監督し、委員会の事務を処理する。

(事務職員の所掌事務)

第6条 事務職員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議の庶務に関すること。
- (2) 規則、訓令その他の規程の制定改廃に関すること。
- (3) 公印の管理及び使用に関すること。
- (4) 予算、決算及び経理に関すること。
- (5) 文書の収受、整理及び保存に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(書記長専決事項)

第7条 書記長は、委員会の権限に属する事項のうち、次に掲げるものについて専決することができる。ただし、重要又は異例であると認められるものについては、この限りでない。

- (1) 委員会の議決の執行に関すること。
- (2) 不利益処分に関する審査請求書及び勤務条件に関する措置要求書の補正に關すること。
- (3) 職員の苦情の処理に関すること。

2 前項に定めるもののほか、書記長が専決することのできる事項については、飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)別表第1課長共通専決事項の項を準用する。

(公印)

第8条 公印の名称、書体、形状、寸法及び管理者は別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱いについては、飯塚市長の例による。

(準用)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、飯塚市長の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に飯塚市等公平委員会処務規程(令和元年飯塚市等公平委員会訓令第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

名称	ひな形	書体	形状	寸法	公印管理者
飯塚市等公平委員会 之印	1	てん書	正方形	20mm	書記長
飯塚市等公平委員会 委員長	2	てん書	正方形	20mm	書記長
飯塚市等公平委員会 委員長職務代理者	3	てん書	正方形	21mm	書記長

別表第2(第8条関係)

1

2

3

